

高森町LEDビジョン掲載取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、高森町が設置するLEDビジョン（以下「町LEDビジョン」という。）への情報掲載及び広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無料掲載 町内のイベント、行事、地域からのお知らせその他公益性のある広報情報を無償で掲載することをいう。
- (2) 有料掲載 民間企業等が有料で掲載する広告をいう。
- (3) 掲載者 無料掲載を申し込む者（町内団体、自治会、行政機関その他公益的活動を行う団体を含む。）をいう。
- (4) 広告主 有料掲載を申し込む者をいう。
- (5) 広告主等 広告主及び広告取扱業者をいう。
- (6) 広告取扱業者 町と広告掲載に係る業務委託契約を締結した広告代理業を営む者をいう。

(掲載の優先順位)

第3条 掲載の優先順位は、次のとおりとし、町の情報発信及び緊急情報を最優先とする。

- (1) 町が発信する行政情報及び緊急情報
- (2) 無料掲載
- (3) 有料掲載
- 2 災害、避難情報、Jアラート、道路規制その他町長が緊急性を認める情報の発出時は、有料掲載中の広告であっても、町長の判断により即時に差し替えることができる。
- 3 前項の差し替えに伴う広告掲載料の返還は行わない。ただし、同一月における差し替え期間が累計5日を超えた場合は、当該超過日数に相当する額を返還し、又は掲載期間を延長することができる。
- 4 前項の返還額は、月額掲載料を当該月の日数で除した額に超過日数を乗じて得た額とする。

(放映仕様)

第4条 町LEDビジョンの放映に係る基本仕様は、次のとおりとする。

- (1) 放映時間 原則として24時間
- (2) 1枠の放映時間 30秒

- (3) ローテーション 町情報15分、広告15分を交互に放映することを基本とする。ただし、掲載数、行政情報量又は運営上の必要に応じて変更することができる。
 - (4) 放映回数 有料掲載は、1時間につき2回以上の放映を標準とする。
 - (5) 最大枠数 1設置場所当たり30枠
 - (6) 音声 動画及び静止画ともに音声は流さない。
- 2 前項の仕様は、機器の更新、維持管理又は行政運営上の必要により変更することがある。

(掲載データの規格)

第5条 町LEDビジョンに掲載するデータは、町が別に定めるテンプレート又は仕様書に適合しなければならない。

- 2 静止画の規格は、次のとおりとする。
 - (1) ファイル形式 PNG又はJPEGを原則とする。
 - (2) 容量 原則として5MB以下とする。
 - (3) 文字、色彩及び図柄は視認性に配慮し、背景との十分なコントラストを確保すること。
- 3 動画の規格は、次のとおりとする。
 - (1) ファイル形式 MP4を原則とする。
 - (2) フレームレート 30fps程度を標準とする。
 - (3) 容量 原則として500MB以下とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、掲載データは基準第6条及び仕様書に適合しなければならない。

(ローソン前交差点LEDビジョンの特則)

第6条 ローソン前交差点に設置するLEDビジョンへの掲載は、信号機及び交差点交通への影響を十分に考慮しなければならない。

- 2 前項のLEDビジョンに掲載する広告については、運転者及び歩行者に誤認又は不安を与えるおそれのある表示をしてはならない。
- 3 主管課は、前2項に適合しないおそれがあると認めるときは、広告主等に対し、色彩、点滅、画面構成その他必要な事項の修正を求めることができる。

(掲載期間)

第7条 無料掲載の掲載期間は、掲載開始日から掲載終了日までとし、期限の定めがない場合は月の初日から末日までとする。

- 2 有料掲載の掲載期間は、月の初日からその月の末日までの1か月を単位とし、複数月の申込みを妨げない。ただし、最長12か月とし、連続する掲載期間は当該年度の末日までとする。
- 3 町LEDビジョンの保守、点検、修理、故障その他広告主等の責めに帰さない事由により放映停止となった場合で、同一月における停止期間が連続7日を超え、

又は累計10日を超えたときは、超過日数に応じた額を返還し、又は掲載期間を延長することができる。

- 4 前項の返還額の算定は、第3条第4項の例による。

(申込手続)

第8条 掲載を希望する者は、原則として掲載開始希望月の前月20日までに、次に掲げる書類を政策推進課へ提出しなければならない。

- (1) 高森町LEDビジョン掲載申込書
- (2) 掲載データ又は広告案
- (3) 業種又は広告内容に応じて町長が必要と認める書類

- 2 前項の提出は、持参、郵送、電子メール又は町が指定する電磁的方法により行うことができる。
- 3 政策推進課は、申込書を受理したときは、内容を審査し、掲載の可否を申込者に通知するものとする。
- 4 掲載データの作成及び提出に要する費用は、申込者の負担とする。

第2章 無料掲載

(無料掲載の対象)

第9条 無料掲載の対象は、次の各号のいずれかに該当する情報とする。

- (1) 町内で開催されるイベント、行事、祭りその他地域情報
- (2) 自治会、PTA、ボランティア団体その他公共的団体からのお知らせ
- (3) 町及び関係機関からの行政情報、防災情報その他公益情報
- (4) その他町長が地域の広報として適当と認めるもの

(無料掲載の基準)

第10条 無料掲載の内容は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 営利を主たる目的としないこと。
- (2) 特定の政党、宗教、候補者等を支持し、又は推薦する内容でないこと。
- (3) 公序良俗に反しないこと。
- (4) 個人情報の保護に関する法令等を遵守していること。
- (5) 要綱及び基準に反しないこと。
- (6) 町の行政情報と誤認されるおそれがないこと。

(無料掲載の枠数及び時間)

第11条 無料掲載の掲載コマ数は、各課局等につき月2枠以上を標準とする。

- 2 静止画データの掲載時間は、1画面につき原則30秒間とする。
- 3 動画データの掲載時間は、動画尺に準ずる。

- 4 無料掲載の表示順その他必要な事項は、総務課が調整する。

(庁内運営スケジュール)

第12条 各課局は、LEDビジョン運営の担当者を1名置くものとする。

- 2 担当課局は、担当月の前月20日までに、全課局の掲載データを取りまとめ、必要な確認を行った上で掲載案を作成するものとする。
- 3 担当課局は、担当月の前日までに町LEDビジョンへの設定を完了するものとする。
- 4 各課局から提供するデータは、各課局長の決裁を経たものとしなければならない。
- 5 担当課局の年間スケジュールは、別表のとおりとする。

第3章 有料掲載

(有料掲載の基準)

第13条 有料掲載の内容は、要領に適合しなければならない。

(広告の規格等の追加事項)

第14条 有料掲載については、第5条の規格に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告であることを明らかにするため、広告枠の右上に常時「広告」と表示すること。
- (2) 広告内に広告主の名称、所在地又は住所及び連絡先を表示すること。
- (3) 無料掲載との区別を明らかにし、混同を生じさせないこと。
- (4) 利用者に誤認を与えるおそれのある表現を用いないこと。
- (5) 有料掲載の枠数は、1設置場所当たり30枠を上限とする。

(法令等への適合確認)

第15条 広告主等は、掲載する広告について、景品表示法、医薬品医療機器等法、食品表示法、特定商取引法、著作権法、個人情報保護法その他関係法令に適合することを自ら確認しなければならない。

- 2 前項に該当する法令上の許可、登録、届出又は表示義務がある場合は、広告主等はその根拠資料を提出しなければならない。

(権利処理等)

第16条 広告主等は、広告に使用する画像、映像、ロゴ、キャラクター、音楽その他一切の素材について、必要な権利処理を完了しなければならない。

- 2 権利処理に関して紛争が生じたときは、広告主等の責任と費用において解決しなければならない。

(排除規定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、有料掲載をすることができない。

- (1) 基準第4条各号に該当する者
- (2) 虚偽の申込みをした者
- (3) 町との契約において重大な不履行があった者
- (4) その他町長が不相当と認める者

(町内事業者の取扱い)

第18条 有料掲載の募集は、原則として先着順とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一条件で申込みが競合し、又は枠数を超える申込みがあったときは、町内に本店、支店、営業所又は事業所を有する事業者を優先することができる。
- 3 前項によってもなお調整が必要なときは、受付順により決定し、受付順によることが困難なときは抽選による。

(広告掲載料)

第19条 有料掲載に係る広告掲載料は、次のとおりとする。

設置場所	掲載料（1枠・月額）
ローソン前交差点	20,000円（税込）※町外 10,000円（税込）※町内
高森町役場前	10,000円（税込）※町外 5,000円（税込）※町内

- 2 広告掲載料は、掲載決定後、町長が指定する期日までに一括納入しなければならない。
- 3 町長が特別の理由があると認めるときは、前項の納付方法を変更することができる。

(広告掲載の募集)

第20条 有料広告掲載の募集は、町長又は広告取扱業者が行うものとする。

- 2 募集は、年間を通じて随時行うことができる。
- 3 町長は、必要に応じて募集枠数、募集期間その他必要事項を公表するものとする。

(広告内容等の変更)

第21条 広告主等は、2か月以上継続して広告を掲載する場合において、広告内容の変更を希望するときは、変更希望月の前月15日までに変更後の広告案を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- 2 変更後の広告についても、初回申込みと同様の審査を行うものとする。

(審査及び決定)

- 第22条 政策推進課は、申込内容について形式審査及び内容確認を行い、疑義があるときは広告審査委員会に付議するものとする。
- 2 町長は、前項の審査結果に基づき、掲載の可否を決定する。
 - 3 審査の結果、必要があると認めるときは、広告主等に対し、修正又は資料提出を求めることができる。

(広告主等の責任及び免責)

- 第23条 広告の内容に関する責任は、広告主等が負うものとする。
- 2 広告主等は、次の各号のいずれかにより広告の掲載が停止されることがあることをあらかじめ承諾し、町に対し損害賠償その他の請求をしないものとする。ただし、第3条第3項又は第7条第3項に該当する場合を除く。
 - (1) 町LEDビジョン機器等の点検、修理、改良その他維持管理のため停止したとき。
 - (2) 火災、地震、水害、落雷、停電その他の事故又は障害により停止したとき。
 - (3) 行政情報、緊急情報その他公益上必要な情報を優先放映するとき。

(有料掲載の取消し)

- 第24条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告主等が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
 - (2) 広告主等が指定する期日までに広告案又は必要書類を提出しないとき。
 - (3) 広告主等が要綱、基準、この要領又は仕様書に違反したとき。
 - (4) 広告主等が虚偽の申請をしたとき。
 - (5) その他町長が掲載を不相当と認めるとき。

(有料掲載の取下げ)

- 第25条 広告主等は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。
- 2 前項の場合は、書面により町長に申し出なければならない。
 - 3 取下げに伴う広告掲載料の取扱いは、要綱第10条の規定による。

第4章 雑則

(主管課)

- 第26条 町LEDビジョンの運営に係る庶務は政策推進課が、管理及び設備保全に係る庶務は総務課が処理する。

(補則)

第27条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第12条関係） 年間担当課局スケジュール

担当月	担当課局	担当月	担当課局
4月	総務課	10月	健康推進課
5月	総務課	11月	税務課・会計課
6月	総務課	12月	農林政策課
7月	政策推進課	1月	建設課
8月	生活環境課	2月	教育委員会・議会事務局
9月	住民福祉課	3月	TPC事務局

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

高森町LEDビジョン広告掲載申込書

（宛先）高森町長

高森町LEDビジョンへの掲載について、関係規定を承諾の上、次のとおり申し込みます。

1 申込区分 無料掲載（広報記事） 有料掲載（広告）

2 申込者情報

項目		記載欄
広告掲載希望者	所在地	〒 _____
	ふりがな 名称	
	ふりがな 代表者氏名	
	ふりがな 担当者氏名	
	連絡先	TEL
FAX		
Eメール		

3 申込内容

項目	記載欄
掲載希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
掲載希望月数	カ月
掲載希望箇所	<input type="checkbox"/> ローソン前交差点（高森町大字高森 2188 番地 1） ※20,000 円/月（税込） ※10,000 円/月（税込） <input type="checkbox"/> 高森町役場前（高森町大字高森 2168 番地） ※10,000 円/月（税込） ※5,000 円/月（税込） <input type="checkbox"/> 両方

掲載種別	<input type="checkbox"/> 静止画 <input type="checkbox"/> 動画
「広告」表示	<input type="checkbox"/> 了承する

4 掲載内容

項目	記載欄
タイトル	
内容概要	
主な表示文言	
問合せ先表示内容	
使用素材の概要	画像・動画・ロゴ・イラスト等の出典又は権利者を記載

5 法令等確認

次の事項について確認し、相違ありません。

- 高森町広告掲載要綱、高森町広告掲載基準、高森町LEDビジョン広告取扱要領及び高森町LEDビジョン広告掲載仕様書を遵守します。
- 掲載内容は、法令等に違反せず、公序良俗に反しません。
- 著作権、肖像権、商標権その他一切の権利処理は申込者の責任において完了しています。
- 広告内容に関する第三者からの苦情、紛争等は申込者の責任において対応します。

6 備考

--

様式第2号（第8条、第22条関係）

高森町LEDビジョン掲載可否決定通知書

令和 年 月 日

（申込者）様

高森町長

令和 年 月 日付けで申し込みのあった高森町LEDビジョンへの掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分

- 掲載を承諾します
- 条件付きで掲載を承認します
- 掲載を承認しません

2 掲載内容

項目	決定内容
掲載区分	<input type="checkbox"/> 無料掲載 <input type="checkbox"/> 有料掲載
掲載箇所	<input type="checkbox"/> ローソン前交差点 <input type="checkbox"/> 高森町役場前 <input type="checkbox"/> 両方
掲載期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
掲載種別	<input type="checkbox"/> 静止画 <input type="checkbox"/> 動画
枠数	枠
掲載料	金 円

3 条件又は不承認理由

4 有料掲載の場合の納付期限

令和 年 月 日まで

5 注意事項

- (1) 掲載内容は、高森町広告掲載要綱、高森町広告掲載基準、高森町LEDビジョン掲載取扱要領及び高森町LEDビジョン広告掲載仕様書を遵守してください。
- (2) 指定の期日までに掲載承諾書の提出又は掲載料の納付がない場合は、掲載決定を取り消すことがあります。

- (3) 緊急情報の放映、保守点検、故障等により、放映を停止し、又は差し替える場合があります。
- (4) 掲載内容に修正が必要と判断した場合は、別途指示します。

様式第4号（第19条、第23条関係）

令和 年 月 日

（宛先）高森町長

高森町LEDビジョン掲載承諾書

高森町LEDビジョンへの掲載決定通知を受けたので、関係規定及び下記事項を承諾の上、掲載を承諾します。

1 承諾内容

項目	記載欄
掲載区分	<input type="checkbox"/> 無料掲載 <input type="checkbox"/> 有料掲載
掲載箇所	<input type="checkbox"/> ローソン前交差点 <input type="checkbox"/> 高森町役場前 <input type="checkbox"/> 両方
掲載期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
掲載料	金 円

2 承諾事項

- 広告内容に関する責任は申込者が負います。
- 著作権、肖像権、商標権等に関する紛争は申込者の責任で解決します。
- 緊急情報の優先放送、保守点検、故障その他やむを得ない事由により、放映停止又は差し替えが行われる場合はあることを承諾します。
- 掲載後に関係規定不適合が判明した場合は、修正、停止又は取消しに応じます。
- 指定された掲載料を期限までに納付します。
- 「広告」表示、問い合わせ先表示その他仕様上必要な表示を行います。

署名又は記名押印

申込者氏名（代表者）

様式第5号（第21条関係）

令和 年 月 日

高森町LEDビジョン広告内容変更申請書

（宛先）高森町長

高森町LEDビジョンに掲載中の広告内容について、次のとおり変更したいので申請します。

1 申請者

項目		記載欄	
広告掲載希望者	所在地	〒 —	
	ふりがな 名称		
	ふりがな 代表者氏名		
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
Eメール			

2 現在の掲載内容

項目	記載欄
掲載箇所	<input type="checkbox"/> ローソン前交差点 <input type="checkbox"/> 高森町役場前 <input type="checkbox"/> 両方
掲載期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
現在の広告タイトル	